

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部くらし安全推進課交通安全対策室

- 1 パブリックコメント実施期間 令和3年10月7日(木)～10月31日(日)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 2人（2件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわないと考えられる範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>事業者の努力義務について、「自転車通勤をする従業員に対し保有する自転車の自転車損害賠償保険等の加入状況の確認」「確認できない場合の自転車損害賠償保険等に関する情報提供」とする。理由として、通勤だけではなく、レジャーや日常の買い物等に使用する自転車も相当数あると思われるため。また従業員のみならず世帯で保有する自転車も網羅するため。</p>	<p>事業者の努力義務として、自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入状況の確認及び情報提供を条例で規定することにより、自転車損害賠償保険等の加入を促進することを想定しております。レジャーや日常における自転車利用に係る保険等の加入促進は、県による広報・啓発等により対応してまいります。</p>
<p>現行条例では、「自転車損害賠償保険等」の定義を「<u>自転車の交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済</u>」と定義している（第9条第2項）。この定義では、自転車の事故を主目的とする保険等を指すもの（いわゆる自転車向け保険）に限定されるとの誤解を招くおそれがある。</p> <p>そのような誤解を生じさせないよう、自転車損害賠償責任保険等の定義を標準条例と同様に「<u>自転車の運行によって人命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済</u>」とし、日常生活賠償特約や個人賠償責任補償特約でも足りる旨を明確にすべきである。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。御指摘のような誤解を生じさせないよう、自転車損害賠償保険等の内容について周知に努めてまいります。</p>